

## 草津市南草津エリアまちづくり推進懇話会委員名簿

資料1

	区分	所属	氏名
1	住民代表	遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議副会長	石垣 雅野
2		矢倉学区未来のまち協議会副会長	梅村 進
3		南笠東学区まちづくり協議会理事	棚橋 幸男
4		老上学区まちづくり協議会会長	田村 勝美
5		老上西学区まちづくり協議会副会長	橋本 光夫
6		志津南学区まちづくり協議会顧問	花澤 仁左エ門
7	学識経験者	滋賀医科大学公衆衛生看護学講座教授	伊藤 美樹子
8		立命館大学工学部教授	岡井 有佳
9		立命館大学工学部教授・キャンパス計画室副室長(アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業副センター長)	武田 史朗
10	民間事業者	ニプロ(株)ニプロ・ライフサイエンスサイト管理部部長	足立 秀治
11		パナソニック(株)アプライアンス社人事・総務センター総務部総務一課課長	有村 敬三
12		西日本旅客鉄道(株)京都支社地域共生室室長	野口 明
13	公募委員	一般	笠井 真弓
14		学生	新谷 彩
15		学生	長谷部 尚孝

(区分別、氏名五十音順)

(目的)

第1条 この要綱は、草津市南草津エリアまちづくり推進懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定め、南草津エリアまちづくり推進ビジョンを策定するため、意見を交換することを目的とする。

(役割)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見交換を行うものとする。

- (1) 南草津エリアにおけるまちづくりの現状および課題に関する事項
- (2) 南草津エリアにおける今後のまちづくりの方向性に関する事項
- (3) 南草津エリアまちづくり推進ビジョン（案）の内容に関する事項
- (4) その他懇話会において必要と認められる事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する地域住民を代表する者
- (3) 関係する事業者を代表する者
- (4) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条に規定する公募により選考する市民
- (5) その他市長が適当と認める者

(座長および副座長)

第4条 懇話会に座長および副座長を置く。

2 座長は、前条第2項第1号に規定する委員のうちから、委員の互選により定める。

3 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

4 座長は、懇話会の進行を行う。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総合政策部草津未来研究所において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。